

三田市市政への市民参加条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第20条 省略 (まちづくり提案)</p> <p>第21条 市民(年齢満20歳以上の市内に在住する者に限る。次条において同じ。)は、10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる。</p> <p>2～7 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第20条 省略 (まちづくり提案)</p> <p>第21条 市民(年齢満18歳以上の市内に在住する者に限る。次条において同じ。)は、10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第7条第2項各号に掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>条例の制定又は改廃に関するもの</u></p> <p>(3) <u>事業の実施に当たって、既に議会の議決を得たもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不適當であると市長が認めたもの</u></p> <p>2～7 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>